

- (3) 環障 四方のすみ。また環は寰(天子の治める土地)に通じ、全世界。
- (4) 玉燭を…困とす 世の中の太平なことの形容。
- (5) 九区 天下。
- (6) 将旦の…錯落す 暁の明星が天の河に入りまじる。
- (7) 覆盂 伏せた皿。安らかなたとえ。
- (8) 万曆三十七年…変 薩摩の琉球出兵。(一八〇三) 参照。
- (9) 播越 うつりのがれる。居場所を失い、他国にさすらう。
- (10) 岌岌乎 危ういさま。
- (11) 盛陴 陴はおか、坻(にわ・きざはし)に同じ。盛んな治世の意。
- (12) 愆咎 あやまち、とがめ。
- (13) 万曆四十年…回国す 明は琉球の背後にある日本の勢力を警戒して、馬良弼らの入京を認めず、福建で勅諭を渡して帰国させた。(〇七一五)〔〇七一六〕参照。
- (14) 職 職貢。
- (15) 長蛇封豕 長い蛇と大きな豚。残忍で貪欲な者。
- (16) 撫携 いたわりたすける。
- (17) 覲聴を崇からしめ 見聞きして尊敬するようにさせる意か。覲聴は見ることと聞くこと、見物する人。
- (18) 威福 威力で他をおどしたり、恩をきせて人を圧迫すること。
- (19) 謨猷 はかりごと。
- (20) 涇渭 涇水は濁り渭水は澄む。事の清濁・善悪の明らかなたとえ。
- (21) 摘伏 摘奸発伏の略か。奸邪をあばき摘発する。

1-18-09

- (22) 孟浪 粗雑、軽率である。いかげんなことをする。
- (23) 訛謔 妖言や虚言をみだりに言いふらすこと。
- (24) 播間 動きまわって様子を伺うこと。
- (25) 急する 急いで助ける。ここでは秀吉の朝鮮出兵に際し、明が援軍を派遣したことをさす。
- (26) 一舍 三十里。軍隊の一日の行程。
- (27) 猥瑣 みだりでこまかいこと。
- (28) 滅を興し絶を継がしむ 滅びた国を興し、絶えた世系を継がせること。ここでは明が琉球の藩属を従来通り認めることをさす。
- (29) 不軌 国法を守らないこと。反逆をはかる。
- (30) 任人 常に政に任ずるもの、六卿。
- (31) 卵翼 はぐくみ育てること。
- (32) 玷辱 けがす。
- (33) 畏難 おそればはかる。
- (34) 蔡堅 「明実録」万曆四十三年三月乙卯の条に蔡堅の入貢の記事がある。

世子尚豊より按察司あて、父王の死去を告げて請封すると共に、十年の期満ちて進貢する咨(一六二一、八、二二)

琉球国中山王世子尚豊、藩を嗣ぎて執政し、勅諭を奉じて戒信すること十年にして貢職を復修して以て忠款を効す事の為にす。

万曆四十八年（一六二〇）九月十九日、痛ましくも我が父先君、群臣を棄てて以て長逝し、孤子を捨てて帰らず。憫れなる予小子は家の不造なるに遭い、惇惇として疚に在り、其の泣を啜る。尚お何をか云わんや。国僉の言に拠るに、海圀の維藩は一日として君無かる可からず、黎民の元首は崇朝として位を虚しくするを得難し。聊か繩ぎて嗣に就き、権に執政と為るも、確として侯度に遵い、未だ敢えて王と称せず。昔乱、初めて安んずるの際に当り、殊異として維を張り、先君の顧命の嚴を懐い、敬んで修貢に勤む。言は常に耳に在り、忠は豈に心に忘れんや。

查循して案照するに、万曆四十年に敕諭を奉ず。念うに爾の国、土地は貧狭にして、又新たに残破を経れば、歳事愆つと雖も亦た爾の責ならず。爾、宜しく人民を拊で綏んじ、封圉を慎しみ固めて以て自完の計を為し、十年の後、物力の充ち羨るるを候ちて再た修貢を行うべし、とあり。此れを欽み、欽遵す。粵に踐祚の辰より懼びて恩覆の下に逢い、能く夔夔然として感激する無きを得んや。緬かに想うに疇曩の初め官を差わし、次いで再た叩関せるは、是れ知る無くして詔命に方衝するに非ず。正だ是れ涸魚の沫に濡るるを期い、窮鳥の叢に傍い投ずるのみ。乞う、妄動せるを原さんことを。誠に哀矜す可し。茲に十年の穀つるに臨み、合に九天の闕を叩き、是を用て恭しく歳貢を修めて来賓すべし。故より我が朝廷は信を立つれば移らず、必ずや却拒の憂無きを知るも、但だ慮るに、該国は当時に備うるを失すれば、罪は掩襲し難し。

今已に自ら恢振を完うして貢獻を復修するに、未だ功過の相い準しきを得るや否やを審らかにせず。此れに執して危疑し、逡巡し畏縮するの患無きこと能わず。然れども人臣の君に事うるや、或いは寛され或いは罪せらるるも、義として当に致身して勇み往くべし。属国の進貢するや、是れ却けられ是れ納れらるるも、職として当に信を奉じて斯ち行うべし。此の為に敬んで硫黄一万斤・馬四匹等の方物を備え、造舟し載運し官を遣わして坐駕せしむ。此の為に咨して王舅毛鳳儀・正議大夫蔡堅等の官を差わし、表箋を齎捧し、台端に馳赴して進奉せしめ、上は朝廷の遠宇を恤むの盛意を揚げ、下は該国の恭順を堅くするの小心を昭らかにす。

続いて是に先君薨逝して世子の就封するは旧章に率由す。曷ぞ敢えて題請を稽遲せんや。盛典に遵依して、懇乞わくは早亟やかに頒封せんことを。波臣をして榮耀を増し、属国をして永く綿延せしむるに庶からん。伏して望むらくは広く遊揚を借り曲げて提獎を垂れ、転じて具して題請せんことを、等の情あり。此の為に理として合に一併に貴司に移咨して知会すべし。煩為わくは查照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処提刑按察使司に咨す

万曆四十九年（一六二一）八月二十一日

咨

注*本咨文は(〇四一〇六)に引用された尚豊から礼部あての咨と同文であり、語注は同項を参照されたい。

- (1) 蔡堅「明実録」天啓三年三月丁巳の条に入貢の記事がある。
なお、出発は(一八一七)(一八一八)によれば同二年二月、『家譜』では同二年三月とある(『家譜』(二)二五九頁)。
(2) 万曆四十九年 明では万曆四十八年に泰昌元年、続いて翌年に天啓元年と改元された。故にこの年号は実際には天啓元年である。

1-18-10

世子尚豊より礼部あて、通国の印結と世子の表文を備えて請封する咨(一六二五、二、一九)

琉球国中山王世子尚豊、王爵を請封して以て愚忠を効し以て盛典を昭らかにする事の為にす。

照得するに、泰昌元年(一六二〇)九月十九日、痛ましくも我が先君辞世して薨逝す。念うに予小子、嫡嗣にして祧を承く。然れども侯服は度有れば敢えて僭称せず。基業の永存するに、合に先ず襲を請うべし。彼を瞻て、海国の波区、冊封の重命を膺げざれば、撮土安くんぞ能く中流に砥柱せんや。荒服の藩臣、天子の褒綸を奉ぜざれば、惴躬奚ぞ絶域に安瀾たるを得んや。沉んや祖封の昭烈なるをや。宜しく当に亟やかに題襲に循うべし。旧章は較著なれば例として遠越し稽遲する無し。経に差わし奏請して去後

るも、未だ渙汗を蒙らず。天啓三年(一六二三)三月内、礼部の咨を准くるに称すらく、歴年の稿を查循するに開す。該国の封襲の事宜は、旧、通国の印結及び世子の具表して承襲を奏請する有りて、聖旨、部に下れば、本部、具題して冊封す。此れ該国の襲封の旧例なり、と。今、該国の咨を准くるに、襲封を称するも既より通国の印結無く、又奏請の表文無し。之を旧例に揆るに、題請し難きに似たり。相応に該国に移咨し、表文を補奏し、及び通国の印結を具して前來せしめ、以て憑りて題請すべし、等の情あり。此れを准け、擬するに合に就ち行うべし、等の因あり。

此の為に、遵依して表文を備具して題請し、並びに通国の誠実の印結を具し、謹んで縁由を將て開載して備咨す。特に正議大夫等の官の蔡塵等を遣わし、迢遞に馳聞せしむ。伏して乞う、広く遊揚を借り曲げて咳唾を垂れ、転じて具して題請せんことを、等の因あり。上は朝廷の寵渥の盛典を光かせ、下は該国の恭順の小心を昭らかにするに庶からん。此の為に、理として合に貴部に移咨して知会すべし。煩為わくは查照して施行せんことを。此の為に移咨す。須らく咨に至るべき者なり。

右、礼部に咨す

天啓五年(一六二五)二月十九日

咨

注*本文書は(一八一三)とほぼ同文である。「明実録」天啓五年十